

「寒川町自治基本条例を学ぶ」研修会次第

日時 平成25年10月2日(水)

第1部 午前10時から12時

第2部 午後2時から4時

場所 寒川町民センターホール

講師 明治大学経営学部公共経営学科准教授

まちづくり推進会議会長 菊地端夫

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 研 修
- 4 質 疑
- 5 閉 会

○講師プロフィール○

菊地 端夫 (きくち まさお) 氏

明治大学経営学部公共経営学科准教授

寒川町まちづくり推進会議会長

各地方公共団体の行政全般に関する委員等を歴任

住民との協働、新しい公共についても先進的な事例を研究している。

参加職員数 第1部 105人

第2部 115人

合 計 220人

参加町職員を対象にアンケートを実施

まちづくり推進会議委員 2人 (横手委員・吉田委員)

町議会議員等 7人 (横手委員・吉田委員除く)

寒川町職員研修会

「寒川町自治基本条例を学ぶ」



2013年10月2日 於:寒川町町民センター

明治大学経営学部公共経営学科

菊地端夫(きくちまさお)

目次

1. 本日のねらい
2. 寒川町の自治基本条例おさらい
3. 自治基本条例が求められた背景
4. 寒川町における自治基本条例の“位置”
5. 住民投票条例の扱いについて
6. 自治基本条例がもたらしたもの
7. 自治基本条例制定後の変化
8. これからの協働のまちづくりを考える
9. おわりに

1. 本日のねらい

- 平成19年4月に寒川町自治基本条例施行後、6年半。自治体行政をめぐる環境が大きく変化する中で、自治基本条例が目指す理念、その推進策を検討しながら、条例に対する認識を深めることを目的。

⇒自治基本条例が目指した理念・価値観を理解

⇒自治基本条例制定後の環境の変化を認識

⇒新たな能力構築の機会として

自治基本条例

(町職員の責務)

- 第10条 町職員は、まちづくりの指針に則り誠実かつ積極的に職務を遂行するとともに、職務遂行上必要な知識と能力を身につけるよう努めなければなりません。
- 2 町職員は、地域社会の一員であることを自覚し、まちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めなければなりません。

2. 寒川町の自治基本条例おさらい

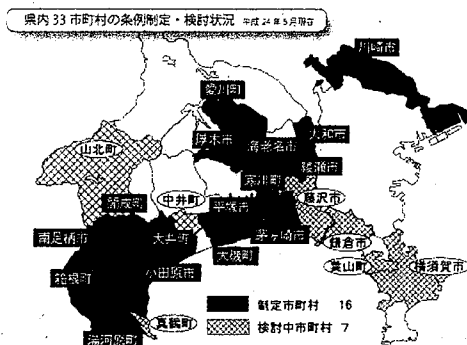
- 2002年度(平成14年度):第5次寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」制定⇒本計画実施にあたり、町民と行政がともに考え、協力しあえる町民参加(参画)と協働のまちづくりを進める

- 2006年(平成18年)12月15日交付「寒川町自治基本条例」

- 「より個性的で魅力あるまちづくりが求められています。そして、そのためには、私たち町民と町が、自治の担い手としてそれぞれの責任を果たしながら、連携し協働してまちづくりを進めていく必要があります。ここに、私たちは、自治の基本理念とまちづくりの指針を掲げ、町民一人ひとりが寒川に住んでよかったといえる、活力と豊かさのある寒川町を実現するため、町民及び町の役割を明らかにし、寒川町の自治の基本を定める最高規範として寒川町自治基本条例を制定します。」

2. 寒川町の自治基本条例おさらい

- 自治基本条例の制定状況：平成13年（2001年）ニセコ町の「ニセコ町まちづくり基本条例」を皮切りに制定市町村は200を超える
- 神奈川県は県として初めて自治基本条例を制定
- 県内の市町村の制定状況：



3. 自治基本条例が求められた背景

- 地方分権改革：自治体の権限が拡大、団体自治の強化。住民の参画を促し、自己決定を保障する必要（住民自治の強化）
- 官官分権から社会分権へ：行政の守備範囲の変化、行政以外の主体（企業、住民、団体、NPO等）との協働のあり方が問われるように
- 財政危機：これまでの行政頼みの限界。どこをどう削るか、何を優先させるかは行政のみ、一部の町民のみでは決めることはできない
- 住民参加・住民投票：住民が自らに関わることを責任を持って決めることの必要性

4. 寒川町における自治基本条例の“位置”

- 自治の基本を定める最高規範：⇒条例間に優劣はない、後法優先という批判に対し、「基本法」と「個別法」の関係、改正手続きを明記(31条)により最高規範性を実質的に保障

- 自治基本条例のタイプ：

タイプ	特徴
理念型	町や町民の責務等の抽象的規範を定める
権利保障型	参加の権利等を保障する
参加拡充型	参加・参画や住民投票等の仕組みを定める
行政指針型	行政施策の方向性や指針を定める

- 自治基本条例は、基本法、プログラム法、手続法であり、込められた理念・価値をどう具現化するかは、町、町民の日々の活動による

5. 住民投票条例の扱いについて

■ 自治基本条例第6章(住民投票)

第24条町は、まちづくりに関する重要事項の決定について、直接住民の意思を確認するために、住民投票を行うことができます。

2 町は、前項の規定に基づいて住民投票を実施した場合には、その結果を尊重します。

3 住民投票に参加できる者は、町に住所を有する者のうち満18歳以上の者とします。

4 住民投票に関するその他の事項は、別に条例で定めます。

- 不作為という批判(ただし義務付け訴訟、不作為の違法確認訴訟の対象にはなり得ない)、一方、立法事実(条例の目的と手段を基礎づける社会的事実、条例が必要となる理由)の問題。また、条例による住民投票が実際に行われた事例は少数(事例のほとんどは合併可否、巻町原発立地、岩国の空母艦載機移転受け入れ等)
- 近年の住民投票に関する議論：熟議(deliberation)、熟考を前置とした諮問型住民投票、住民の学習機会としてとらえる住民投票。議会を迂回しない住民投票(議会での論点整理、熟考プロセスの前置等)⇒研究、情報収集の必要性
- 住民投票にこだわらない、参加の拡充についても検討する必要

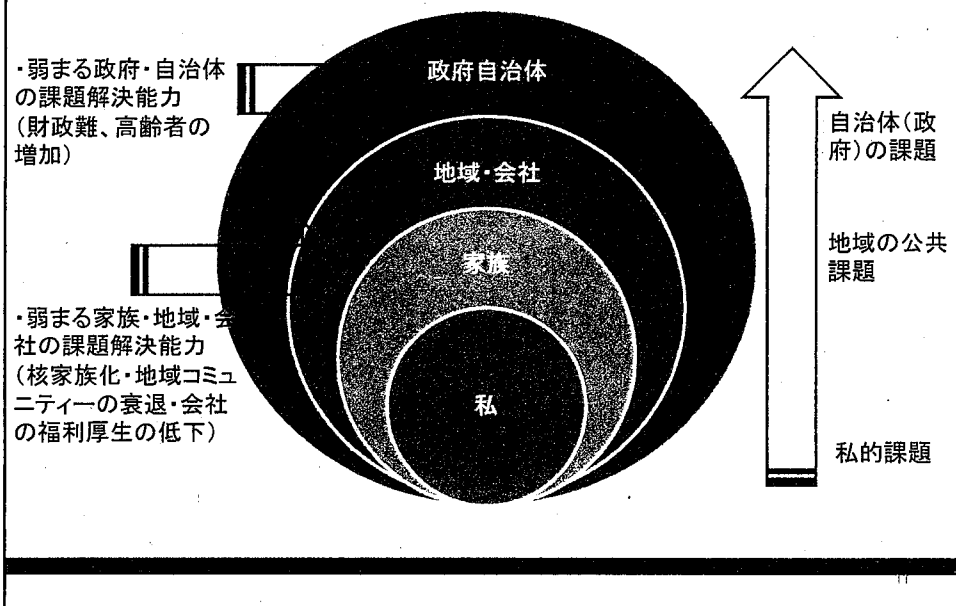
6. 自治基本条例がもたらしたもの (できたことから考える)

1. 情報の公開及び提供、会議公開の原則(情報なくして参加なし)
⇒情報公開条例、会議録の公開により情報提供は一層進んだ
 2. 町政への参画⇒パブリック・コメント、審議会の公募により、審議会審議の活性化、計画案等への意見プロセスが保障された
 3. 住民活動の育成支援⇒コミュニティ組織の充実、まちづくり活動団体への支援が進んだ
 4. 組織運営⇒組織運営、行政評価、財政運営と公表などが進んだ
- 全体として、かつてより町政への参加や関わり方のチャンネルが多様化したこと⇒自治基本条例がもたらした(立派な)成果
 - 自治基本条例の認知度は、12%、聞いたこともある、を含めると38%(平成21年度「すみよいまちづくりアンケート」集計結果より)

7. 自治基本条例制定後の変化

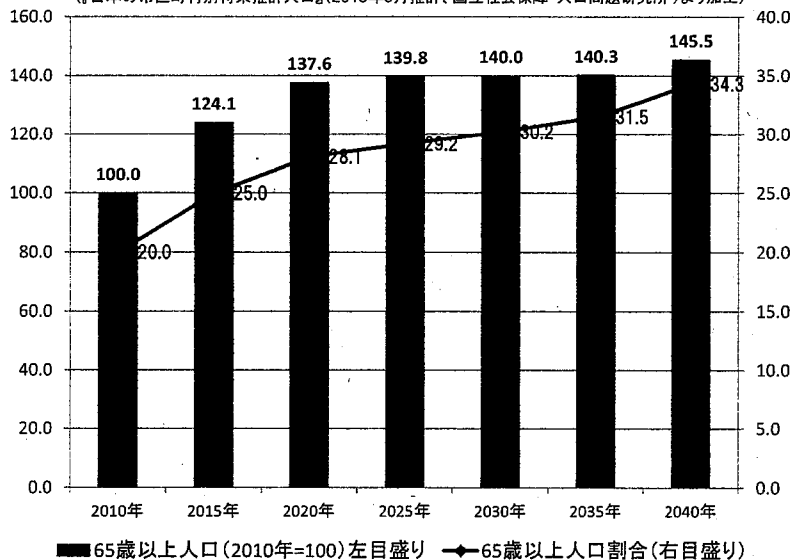
- **経済状況の悪化**:リーマンショック、震災、構造不況等、経済状況の一層の悪化⇒行政への期待過多>行財政能力
- **財政逼迫化**: 税収の減少による、地方交付税交付団体へ
- **新たな行政需要**: 震災、津波対策、社会の複雑化、家庭、地域の力の弱体化、急激な高齢化
- **分権という名の上からの押しつけ?**: 三位一体改革等、「財源無き権限委譲」?
- **財政分権**: 税源移譲により、自治体には一層の説明責任が求められるように(住民から要求される説明責任の高度化)

7. 自治基本条例制定後の変化



参考：寒川町の老年人口割合と老年人口数

(『日本の市区町村別将来推計人口』(2013年3月推計、国立社会保障・人口問題研究所)より加工)



8. これからの協働のまちづくりを考える

- 自治基本条例の理念・価値を普段の業務を通じてどのように具現化するか例①: ⇒ある政策や事業を実施する際の、「協働チェックリスト」、「自治基本条例チェックシート」等の作成(ある種の違憲立法審査、手続き保障)。もしくは、こういった参加・参画保障手続きに関する「まちづくり推進会議」による事前事後審査、参加に関する苦情審査手続きの制度化(オンブズマン化)
- 自治基本条例の理念・価値を普段の業務を通じてどのように具現化するか例②: ⇒転入住民への配布等、住民としての権利保障の積極的な周知広報。逆に町側としては、「ごり押し」防止としての役割も
- 自治基本条例の理念・価値を普段の業務を通じてどのように具現化するか例③: ⇒まちづくり推進会議を「利用」。困難事案を持ち込んで、一緒に考える(行政側からの「悩み」の協働化提案)

13

8. これからの協働のまちづくりを考える

- 自治基本条例の理念・価値を普段の業務を通じてどのように具現化するか例④: ⇒現状では、個々の計画や事業等と自治基本条例のつながりがみえづらい。自治基本条例を頂点とした、他の条例、施策、具体的事業の体系化による、つながりの「見える化」、「見せる化」の促進。パブリック・コメントや会議体等の立ち上げの際、「自治基本条例第〇条に基づく」等の根拠づけ等
- 自治基本条例の理念・価値を普段の業務を通じてどのように具現化するか例⑤: ⇒公共的な課題の持ち込み、共有、もしくは寒川町の未来、あるべき姿の共有から。ワールドカフェ方式(本年2月19日試行)、フューチャーセンター、子どもによるまちづくり他



14

9. おわりに

- 自治基本条例策定で目指した理念、価値観の再確認を。
町政運営の屋台骨
- 日々の業務と自治基本条例が目指す抽象的な理念、価値観をつなぐための取り組みを
- 町民の潜在的能力を引出し、協働によるより効果的な公共的課題解決のための仕組みを築き上げる。またより高度な説明責任に答えていく⇒新たな能力構築、公共(交響)経営
- 一方で、一部の大きい声に惑わされない。町民同士で異なる意見を交換する機会も重要
- 研修は持続可能な未来への投資。町民、まちづくり推進会議とともに悩み、考えながら寒川町の未来形成を！

自己紹介

- 菊地端夫(きくちまさお) 明治大学経営学部公共経営学科准教授
- 独立行政法人経済産業研究所派遣研究者、行政管理研究センター研究員他を経て現職。博士(政治学)。専門は公共政策、行政学、地方自治論
- 主要研究業績: Evan Berman ed., (2010). *Handbook of Public Administration in East Asia*. Francis and Taylor. "Assessing Government Efforts to (Re) build Trust in Government: Challenges and Lessons from Japanese Experiences" in Bidhya Bowornwathana and Clay Wescott eds. (2008). *Comparative Governance Reform in Asia: Democracy, Corruption, and Government Trust*. Emerald. 「市場化、効率化と自治体行政の『民間化』」『政経論叢』第79巻3・4号(近刊)、「イギリス行政改革における信頼回復への取り組みーブレア政権「政府の現代化」を中心に」『会計検査研究』第39号(2009年3月)、松井望、長野基、菊地端夫「自治体計画をめぐる「基本構想制度」の変容と多様性の展開」『年報自治体学』22号(2009年5月)、「墨田区史」、「渋谷区議会史」他
- 内閣府官民競争入札等監理委員会専門委員、日野市情報公開・個人情報保護運営審議会副会長、千葉市行政改革推進委員会委員、杉並区NPO等活動推進協議会副会長、文京区新たな公共の担い手専門家会議座長代理、寒川町まちづくり推進会議会長、総務省政策評価有識者会議委員、(財)まちみらい千代田評議員、東京都市町村職員研修所講師、東京財団週末学校講師、総務省自治大学校、独立行政法人国際協力機構(JICA)講師、短期専門家、タイ王国立開発行政研究院客員教授他

一般研修「寒川町自治基本条例を学ぶ」アンケート

研修に参加いただきありがとうございます。

自治基本条例の理念に基づくまちづくりを実現していくために、まずは条例への理解を深める必要があると考え、このたびの研修を実施しました。

お手数ですが、研修内容を振り返りつつ、以下の質問にお答えください。

*該当する回答番号を○で囲ってください。

Q1 あなたの年齢は。

- ① 20代 ②30代 ③40代 ④50代 ⑤60代

Q2 講演の内容はいかがでしたか。

- ① わかりやすかった ② 普通 ③ 難しかった ④その他 ()

Q3 寒川町自治基本条例について理解できましたか。

- ① 理解できた ② なんとなくわかった ③理解できなかった ④その他 ()

Q4 「協働によるまちづくり」について理解できましたか。

- ① 理解できた ② なんとなくわかった ③理解できなかった ④その他 ()

Q5 自治基本条例と聞いてイメージすることは何ですか(複数回答可)。

- ① 寒川町の憲法 ② 協働によるまちづくり ③ 情報の公開・共有、個人情報保護
④ パブリックコメント、住民参画、審議会の公募など ⑤ 特にない
⑥ その他 ()

Q6 自治基本条例を策定する前と後で、業務遂行する上での意識の変化はありましたか。

- ① とても変わった ② ある程度変わった ③あまり変わらない
④ 条例策定後に入庁したため、比較できない。
⑤ その他 ()

Q7 Q6で「①または②」と選択した方、どんなところに変化がありましたか(複数回答可)。

- ① 住民への情報提供を心がけるようになった ② 事業実施に際し、協働で行うべきか考えるようになった ③ 条例の制定改廃または重要な施策実施や計画には住民の意見をいただくようになった
④ 審議会や委員会、ワークショップなどで公募の委員等に参加していただくようになった
⑤ その他 ()

Q8 Q6で「③」と選択した方、その理由はなぜですか(複数回答可)。

- ① 条例策定前から、そのような意識を持って業務を行っていた ② 今の業務には直接関係していない
③ 条例の内容がわかりづらく、業務とどのように関わるのか不明
④ その他 ()

裏面へ↓

Q9 地域の様々な問題を解決するために、住民（自治会やNPO法人などの団体、企業、個人）との連携・協働は必要と思いますか。

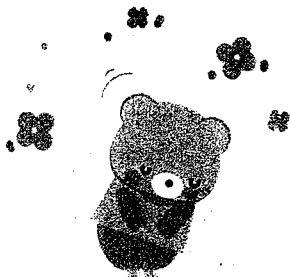
- ① 必要 ② 必要な場合もある ③ 不要
④ その他（)

Q10 町政への住民参画や協働を推進する上で、何が課題であると思いますか(複数回答可)。

- ① 参画する人が少ない(固定化している) ② 住民の関心や協力を得ることが難しい
③ 行政からのPRが不足している ④ 住民側情報の収集が不十分である
⑤ 職員の認識不足、または意識が低い ⑥ 課題・問題点はない
⑦ その他（)

Q11 自由意見（自治基本条例、協働のまちづくりについて、どんなことでもけっこうです。）

Free opinion box for Q11.



ご協力ありがとうございました。

お帰りの際、受付でお渡ししてください。

